

時間外初診における「特別の料金」の徴収について

厚生労働省による通達があり、時間外受診においても他病院からの紹介状を持参いただけない場合は、別途お知らせに記載しました「特別の料金」の徴収対象になります。

(令和4年10月1日施行)

ただし、受診の中で創傷の処置や検査、画像診断などを行った場合などは徴収の対象外になります。また妊婦の方や未就学児も徴収の対象外としています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年9月29日

院長

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。ただし、当院に対して支払われる診療報酬（保険給付※1）から一定額が差し引かれることとなっています。

※1 保険給付とは、患者さんの加入している医療保険の保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や病院勤務医の疲弊等の課題が生じています。
- このため、国により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等のみなさまから、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

■ 当院における「特別の料金」の内容（赤字・下線は、令和4年10月1日からの見直し内容）

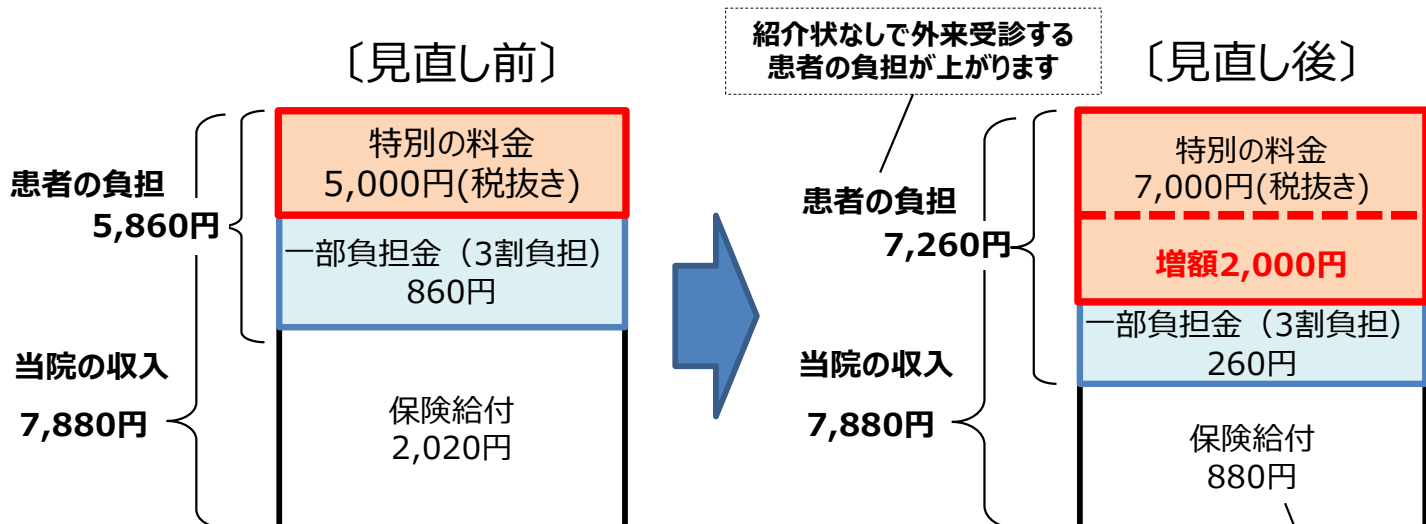
「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者
	再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者
「特別の料金」	初診	医科：5,500円 → <u>7,700円</u>
		歯科：3,300円 → <u>5,500円</u>
	再診	医科：2,750円 → <u>3,300円</u>
		歯科：1,650円 → <u>2,090円</u>

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※ 「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。

■ 紹介状を持たずに外来受診した患者等のお支払いのイメージ

（医科、初診、一部負担金3割負担の場合）



当院の収入は変わりません。医療保険の負担が減ります。

保険給付から一定額が差し引かれます